



《消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告と納税》

個人事業者の方で、前年分の確定消費税額が一定額を超える方は、中間申告と納税が必要です。

期限までに所轄の税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税額及び地方消費税額を納付しなければなりません。

消費税・地方消費税の中間申告と納税が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成18年分の確定消費税額が48万円を超える方は、中間申告と納税が必要です。この「平成18年分の確定消費税額」とは、平成18年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。

中間申告の方法

～ 次の2つの方法があり、いずれかの方法によることができます。～

1 前年実績による中間申告

中間申告が必要と認められる方については、中間申告・納付の期限に応じて、算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税・地方消費税を納付してください。

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(申告書 欄の差引税額)をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。

2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成18年と著しく異なる場合などは、上記1の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。)。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできませんのでご注意ください。

中間申告及び納付の期限について

平成18年分の確定消費税額が48万円を超え400万円以下の方(年1回の中間申告・納付)は、平成19年8月31日(金)までに、申告・納付してください(同確定消費税額が400万円を超え4,800万円以下の方(年3回の中間申告・納付)の2回目と4,800万円を超える方(年11回の中間申告・納付)の6回目の中間申告・納付の期限も同一日になります。)。振替納税をご利用の方の振替日は、平成19年9月27日(木)です。

なお、中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、上記「中間申告の方法の『1 前年実績による中間申告』」の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定することになりますので、納付期限までに必ず納付してください。

平成18年分の確定消費税額が400万円を超える方の次回以後の期限等については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税には、便利な振替納税を是非ご利用ください。

振替納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に納税することができる制度ですので、納税のために金融機関の窓口に出向く必要もなく、うっかり納期限を忘れてしまうこともないので安心で便利です。簡単な手続で利用できますので、税務署(管理担当)にご相談ください。

インターネットで申告や納税ができる「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」も是非ご利用ください。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

- 税に関する情報は国税庁ホームページへ <http://www.nta.go.jp> -

8月27日(月)午後2時より 総合体育館アリーナ



一般の方は、2階ギャラリーからみることができます。

交通安全や防犯の啓発のため、カラーガード隊が来町しステーションドリルを行います。音楽隊の軽やかな演奏にのって、カラーガード隊が華麗なフラッグ演技や楽しいポンポン演技を繰り広げます。

北海道警察 音楽隊 カラーガード隊 が来町します